

議案第 99 号

大津市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について

令和 7 年 6 月 5 日提出

大 津 市 長 佐 藤 健 司

大津市特別会計条例の一部を改正する条例

大津市特別会計条例（昭和 39 年条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

本則に次の 1 号を加える。

(9) 産業用地開発事業特別会計 産業用地開発事業

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大津市職員の育児休業等に関する条例及び大津市職員の勤務時間、休暇等に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

令和7年6月5日提出

大津市長 佐藤 健司

大津市職員の育児休業等に関する条例及び大津市職員の勤務時間、休暇等に関する
条例の一部を改正する条例

(大津市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第1条 大津市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び第2項の」を「から第3項まで及び第5項の」に改める。

第21条第2号中「及び勤務日ごとの勤務時間」を削り、「除く」の次に「。次条において同じ」を加える。

第22条の見出しを「(第1号部分休業の承認)」に改め、同条第1項を次のように改める。

育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は、30分を単位として行うものとする。

第22条第2項及び第3項中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条の次に次の4条を加える。

(第2号部分休業の承認)

第22条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数

(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)

第22条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)

第22条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第22条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第23条中「職員が」の次に「育児休業法第19条第1項に規定する」を加える。

第24条中「第14条の規定は、部分休業について準用」を「育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときと」に改める。

(大津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第2条 大津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「第20条第1項」を「第21条第1項」に改める。

第22条を第23条とし、第21条を第22条とする。

第20条第1項中「申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）」を「請求等」に改め、同条を第21条とし、第19条の次に次の1条を加える。

(妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等)

第20条 任命権者は、大津市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第1号）第25条第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
- (2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置
- (3) 大津市職員の育児休業等に関する条例第25条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
- (2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置
- (3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(大津市職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和8年3月31日までの間における同条第1項に規定する部分休業の承認の請求をする場合における第

1 条の規定による改正後の大津市職員の育児休業等に関する条例第 22 条の 4 の規定の適用については、同条第 1 号中「77 時間 30 分」とあるのは「38 時間 45 分」と、同条第 2 号中「10」とあるのは「5」とする。

(大津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 3 任命権者は、施行日前においても、第 2 条の規定による改正後の大津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第 20 条第 2 項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

(大津市公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

- 4 大津市公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和 28 年条例第 53 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条第 2 項中「ため 1 日の勤務時間の一部（2 時間を超えない範囲内の時間に限る。）」

を「ため、1 日の勤務時間の全部又は一部」に改める。

大津市非常勤消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

令和7年6月5日提出

大津市長 佐藤 健 司

大津市非常勤消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

大津市非常勤消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「9,100円」を「9,700円」に、「14,200円」を「14,500円」に改め、同条第3項中「又は第3号から第6号までのいずれか」を削り、「217円」を「100円」に、「333円」を「383円を、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円」に改め、同条第4項中「（以下この項において「特定期間」という。）」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改める。

別表中「12,500」を「12,900」に、「13,350」を「13,700」に、「14,200」を「14,500」に、「10,800」を「11,300」に、「11,650」を「12,100」に、「9,100」を「9,700」に、「9,950」を「10,500」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の大津市非常勤消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。
- 2 新条例第5条第2項及び第3項並びに別表の規定は、令和7年4月1日以後に支給すべき事由の生じた損害補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべ

き事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

- 3 改正前の大津市非常勤消防団員等公務災害補償条例（以下「旧条例」という。）の規定に基づいて令和7年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に新条例の適用を受ける者に支給された旧条例の規定による損害補償は、新条例の規定による損害補償の内払とみなす。

議案第102号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて、大津市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第21号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和7年6月5日提出

大津市長 佐藤 健 司

- | | |
|-----------|---|
| 1 工 事 名 | 旧滋賀県警察官舎解体撤去等工事 |
| 2 工 事 場 所 | 大津市本丸町 |
| 3 工 事 概 要 | 解体撤去工事 一式
解体延床面積 3,355.95平方メートル
駐車場整備工事等 一式 |
| 4 契 約 方 法 | 受注希望型指名競争入札 |
| 5 契 約 金 額 | 192,896,000円 |
| 6 契約の相手方 | 大津市本堅田六丁目26番3号
株式会社テリオス |

議案第103号

市道の路線の認定について

次のとおり市道の路線を認定することについて、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

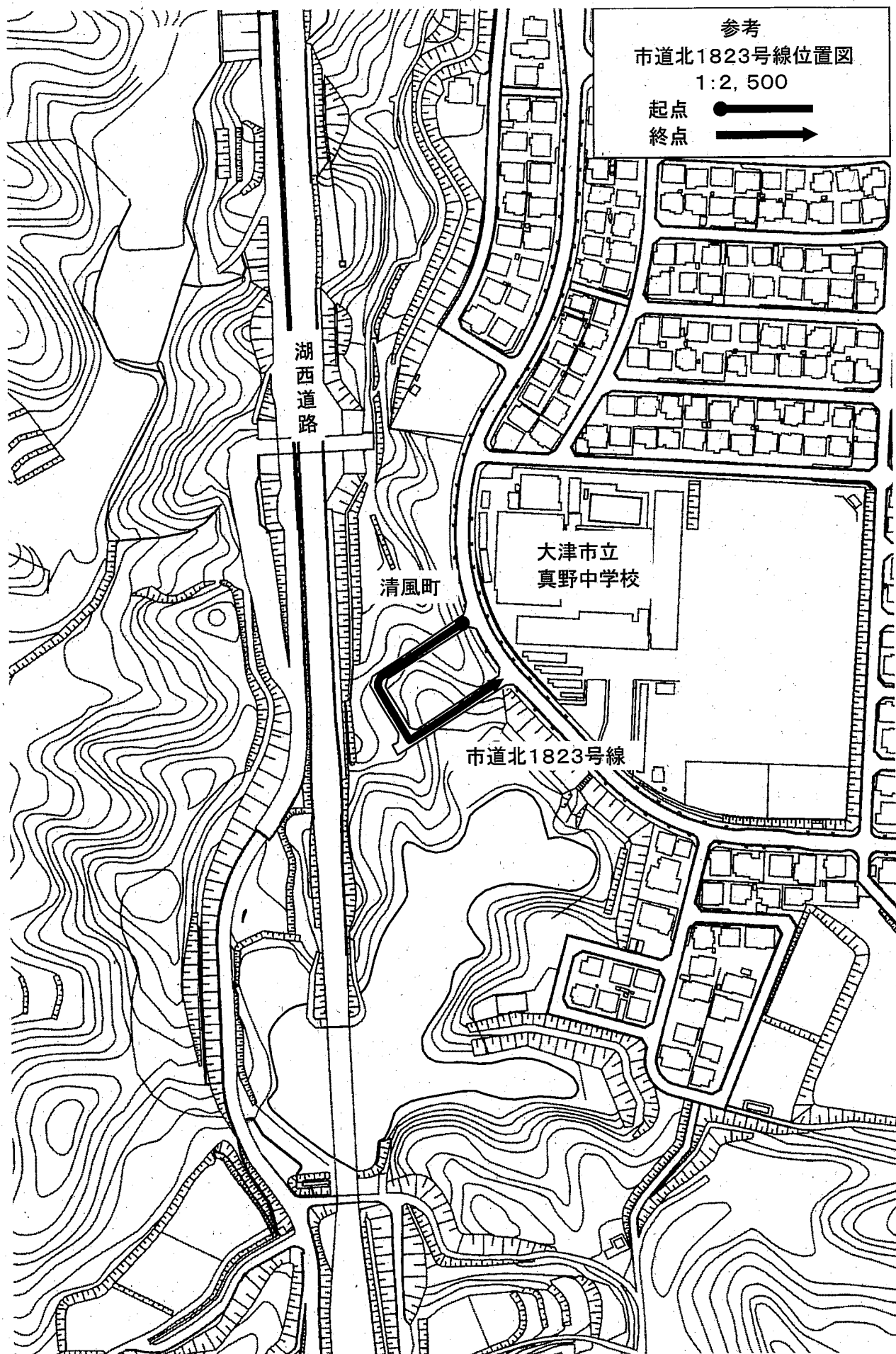
令和7年6月5日提出

大津市長 佐藤 健司

路線名	起 点 及 び 終 点	重要な経過地
市道北1823号線	起点 大津市清風町 終点 大津市清風町	
市道北2264号線	起点 大津市今堅田二丁目字中ヒシダ 終点 大津市今堅田二丁目字中ヒシダ	
市道北2573号線	起点 大津市堅田一丁目字下濱入 終点 大津市堅田一丁目字下濱入	
市道北2574号線	起点 大津市堅田一丁目字下濱入 終点 大津市堅田一丁目字下濱入	
市道北2575号線	起点 大津市堅田一丁目字下濱入 終点 大津市堅田一丁目字下濱入	
市道北2576号線	起点 大津市堅田一丁目字下濱入 終点 大津市堅田一丁目字下濱入	
市道北4073号線	起点 大津市雄琴五丁目字川崎 終点 大津市雄琴五丁目字川崎	

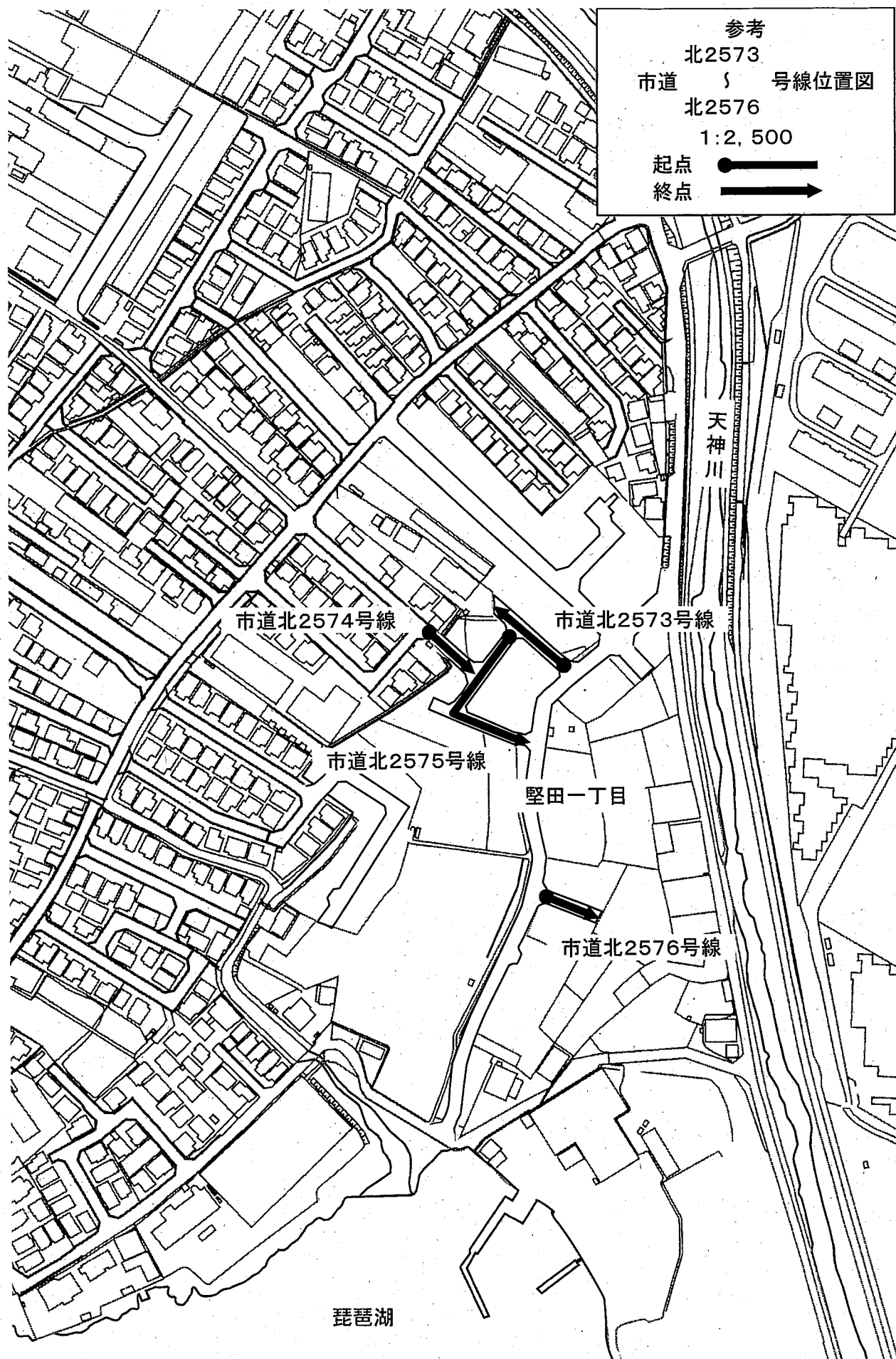
市道北4074号線	起点 大津市雄琴五丁目字川崎 終点 大津市雄琴五丁目字川崎	
市道北4075号線	起点 大津市雄琴五丁目字川崎 終点 大津市雄琴五丁目字川崎	
市道北4076号線	起点 大津市雄琴五丁目字川崎 終点 大津市雄琴五丁目字川崎	
市道北4077号線	起点 大津市雄琴五丁目字川崎 終点 大津市雄琴五丁目字川崎	
市道北4078号線	起点 大津市雄琴五丁目字桑ノ本 終点 大津市雄琴五丁目字桑ノ本	
市道北6233号線	起点 大津市和邇中字南畑田 終点 大津市和邇中字南畑田	
市道中0054号線	起点 大津市比叡辻二丁目字平浜 終点 大津市比叡辻二丁目字平浜	
市道中0055号線	起点 大津市比叡辻二丁目字平浜 終点 大津市比叡辻二丁目字平浜	
市道中0244号線	起点 大津市坂本七丁目字天神 終点 大津市坂本七丁目字天神	
市道中0741号線	起点 大津市下阪本一丁目字寺田 終点 大津市下阪本一丁目字寺田	
市道中2008号線	起点 大津市錦織一丁目字御所大平 終点 大津市錦織一丁目字御所大平	
市道中4909号線	起点 大津市下阪本五丁目字椎原 終点 大津市下阪本五丁目字椎原	
市道中4910号線	起点 大津市下阪本五丁目字横田 終点 大津市下阪本五丁目字椎原	
市道中4911号線	起点 大津市下阪本五丁目字椎原 終点 大津市下阪本五丁目字椎原	

市道中 4 9 1 2 号線	起点 大津市下阪本五丁目字椎原 終点 大津市下阪本五丁目字椎原	
市道中 4 9 1 3 号線	起点 大津市下阪本五丁目字椎原 終点 大津市下阪本五丁目字椎原	
市道中 4 9 1 4 号線	起点 大津市下阪本五丁目字椎原 終点 大津市下阪本五丁目字椎原	
市道南 1 1 3 8 号線	起点 大津市園山二丁目字萱海道 終点 大津市園山二丁目字萱海道	
市道南 1 1 3 9 号線	起点 大津市園山二丁目字萱海道 終点 大津市園山二丁目字萱海道	
市道南 3 0 5 1 号線	起点 大津市石山寺四丁目字別所 終点 大津市石山寺四丁目字別所	
市道南 3 2 8 9 号線	起点 大津市大平一丁目字大平山 終点 大津市大平一丁目字大平山	
市道南 3 2 9 0 号線	起点 大津市大平一丁目字大平山 終点 大津市大平一丁目字大平山	
市道南 3 2 9 1 号線	起点 大津市大平一丁目字大平山 終点 大津市大平一丁目字大平山	
市道南 3 2 9 2 号線	起点 大津市石山寺四丁目字別所 終点 大津市石山寺四丁目字別所	
市道南 3 2 9 3 号線	起点 大津市石山寺四丁目字別所 終点 大津市石山寺四丁目字別所	
市道東 4 5 8 2 号線	起点 大津市一里山四丁目字新朝倉 終点 大津市一里山四丁目字新朝倉	
市道東 5 0 1 8 号線	起点 大津市大江六丁目字惣山 終点 大津市大江六丁目字惣山	



参考
市道北2264号線位置図
1:2,500
起点 ●
終点 →









参考
市道北6233号線位置図
1:2,500
起点 ●
終点 →

大津市立
和邇小学校

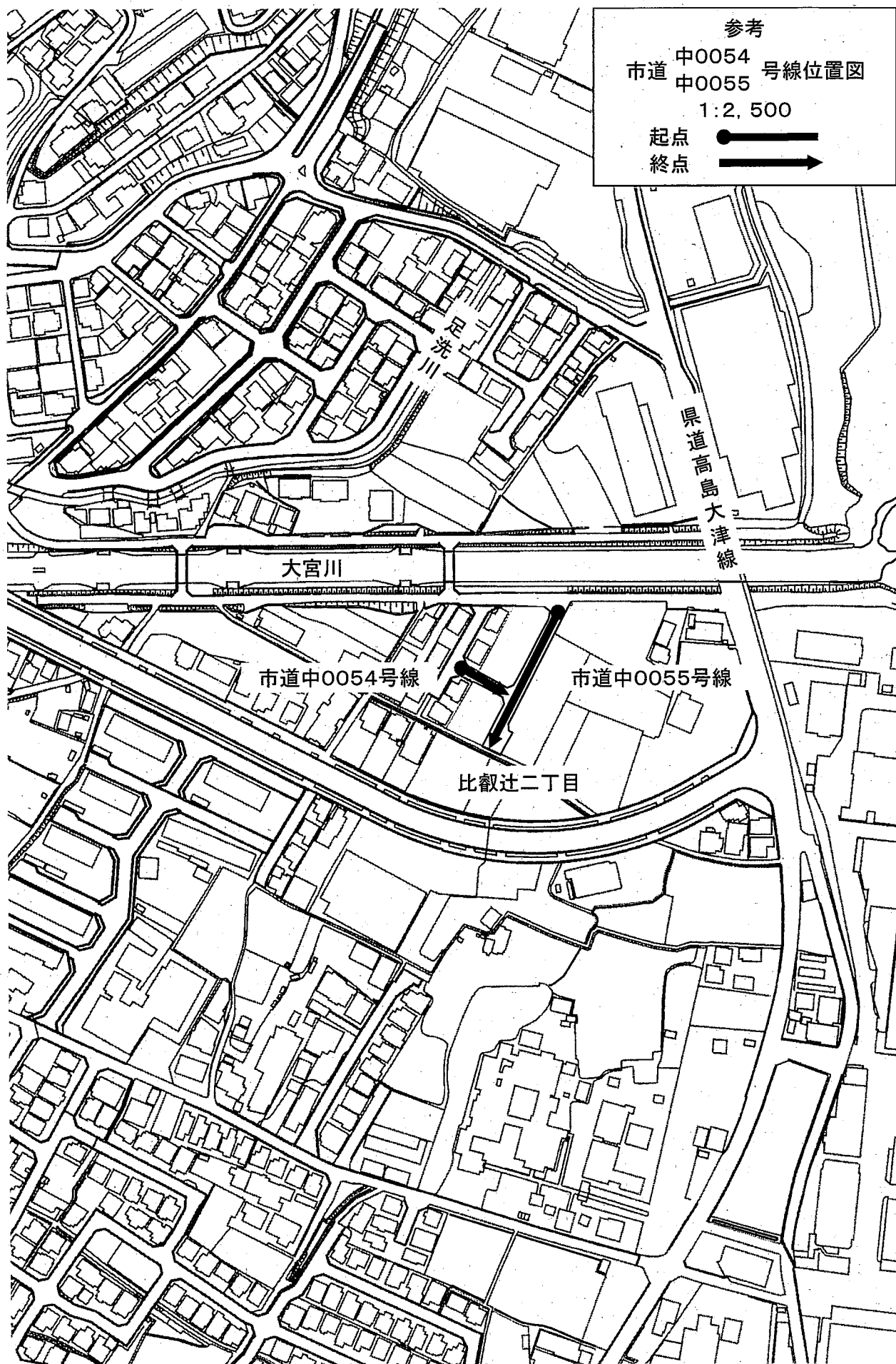
大津市立
和邇保育園

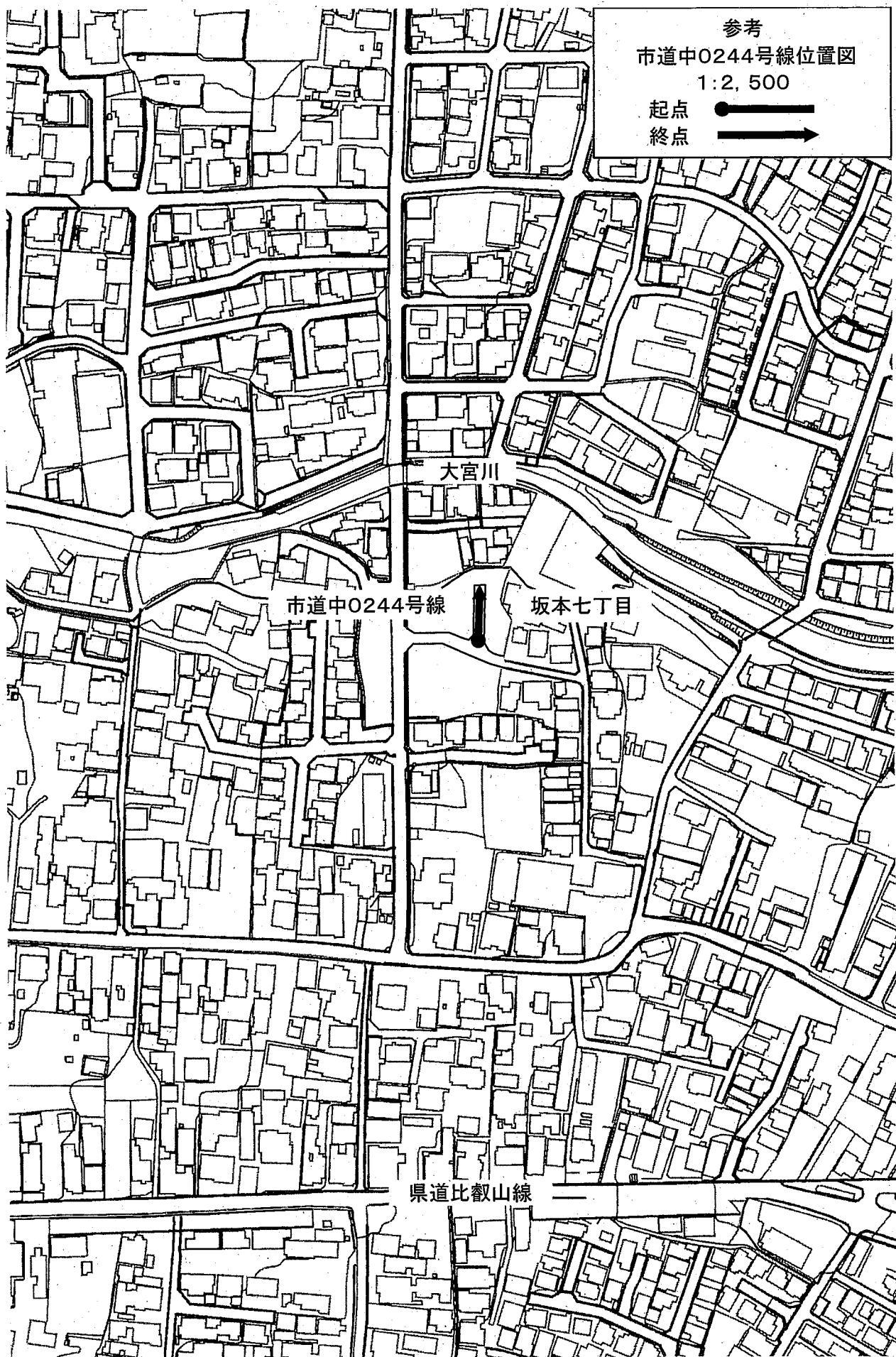
県道途中志賀線

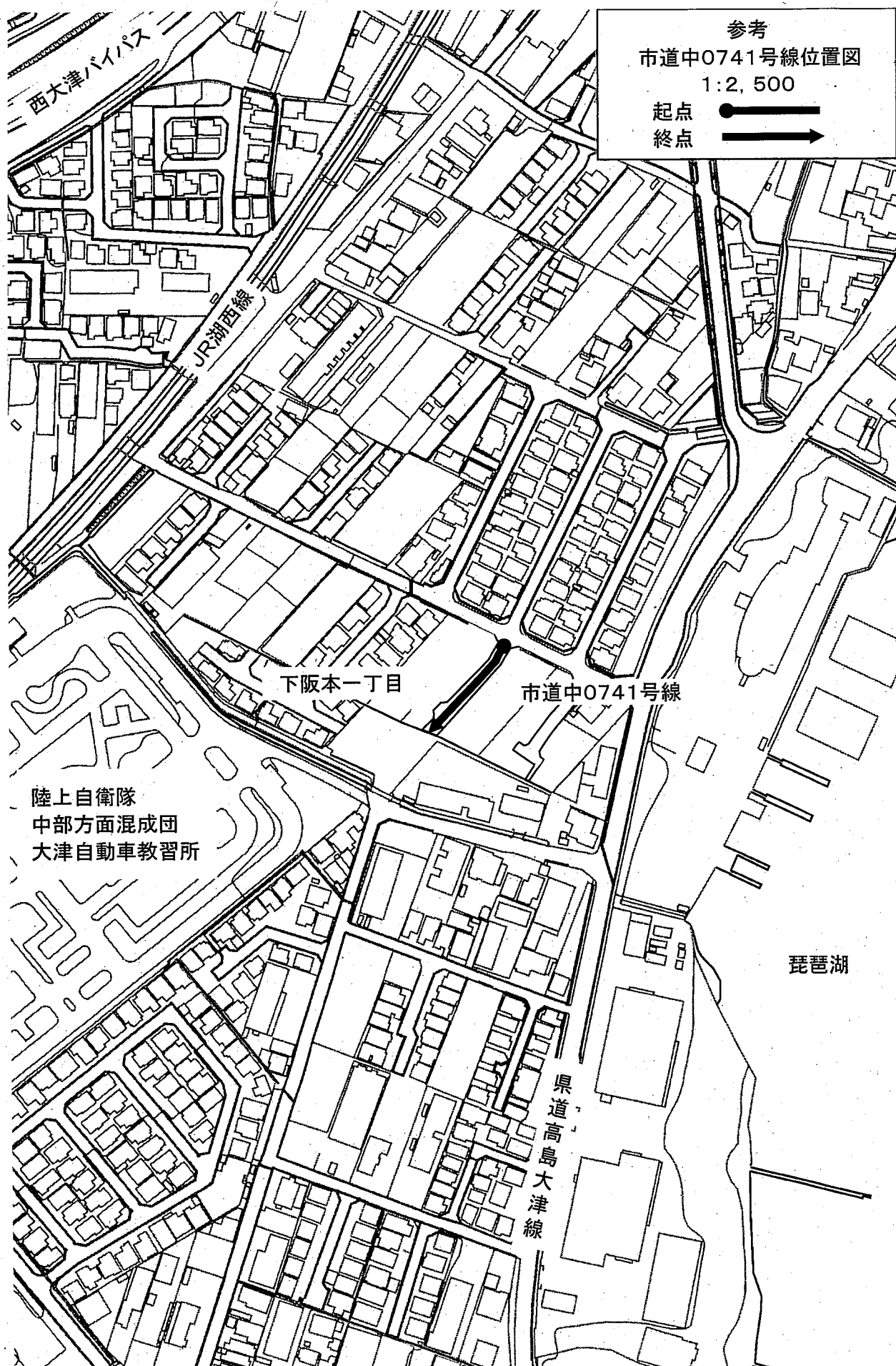
和邇中

市道北6233号線

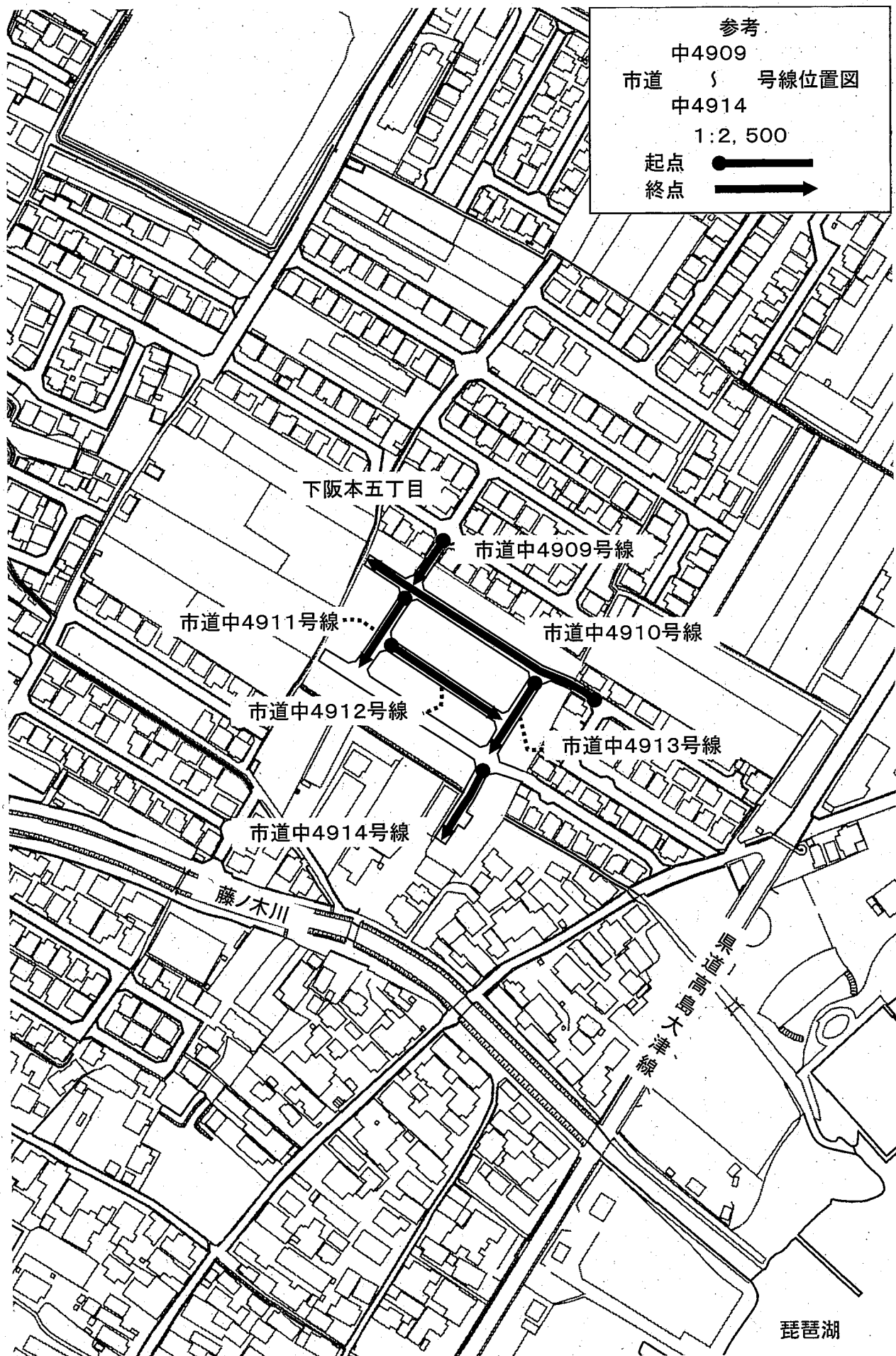
和邇川



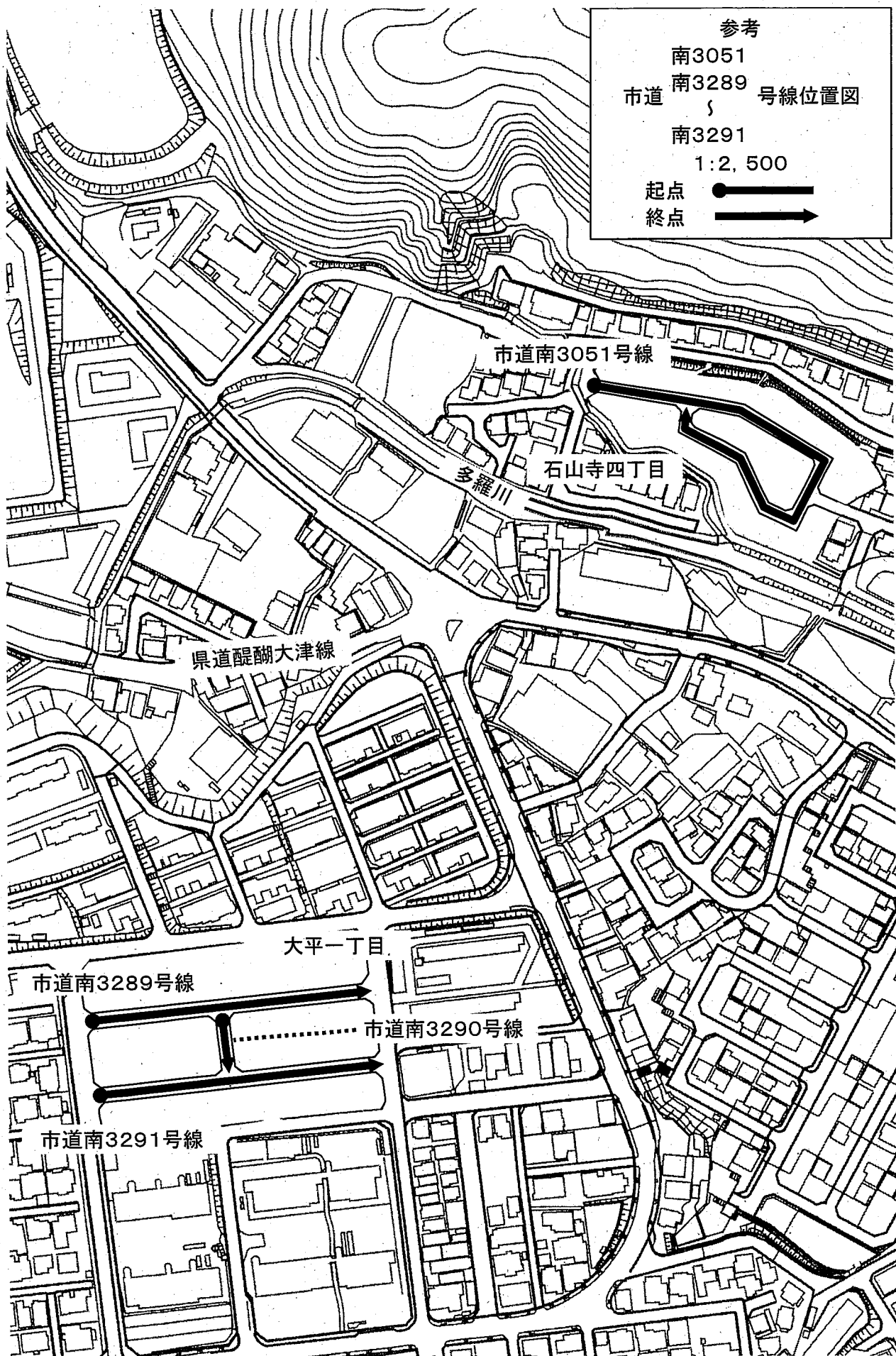


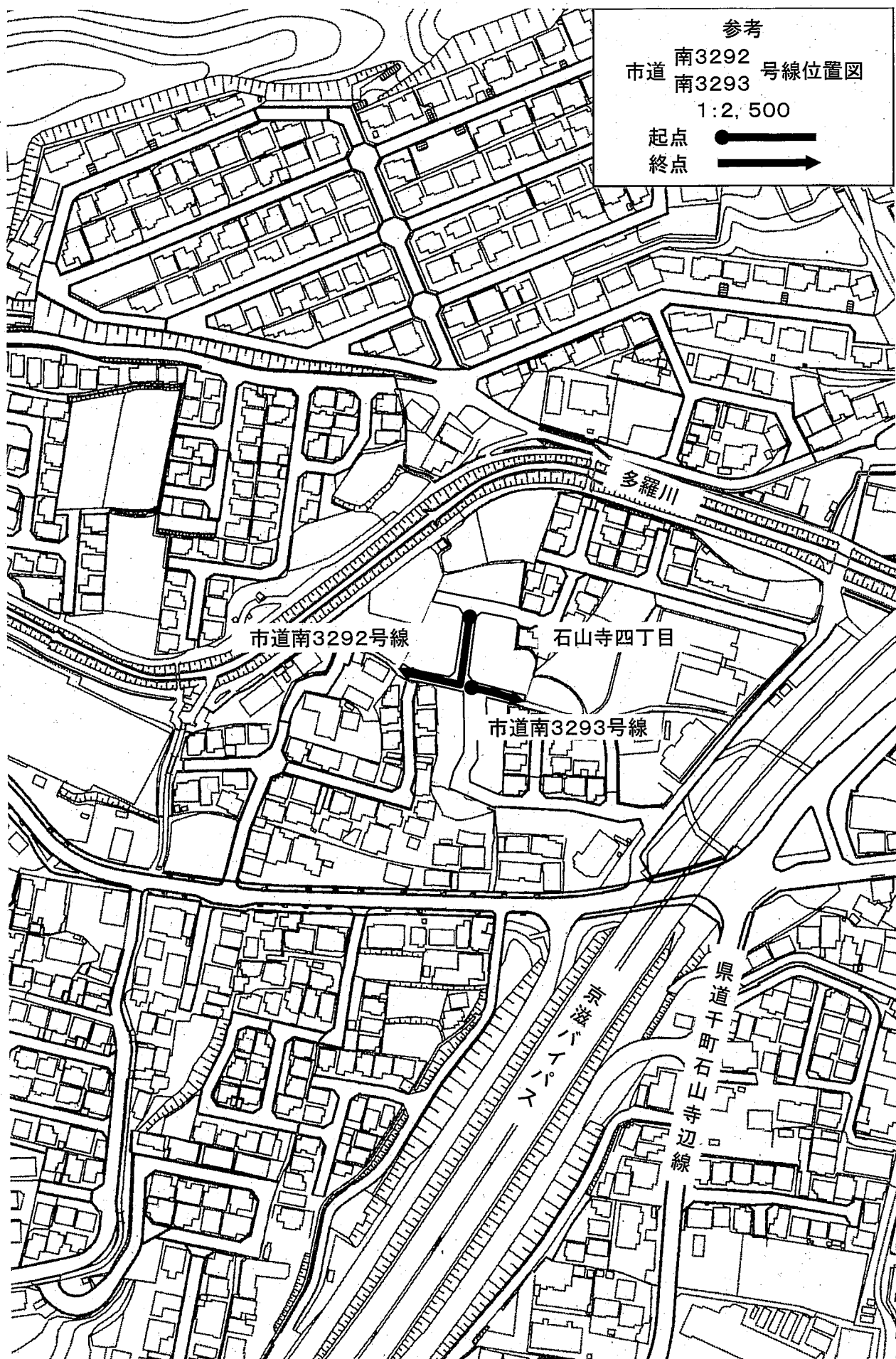


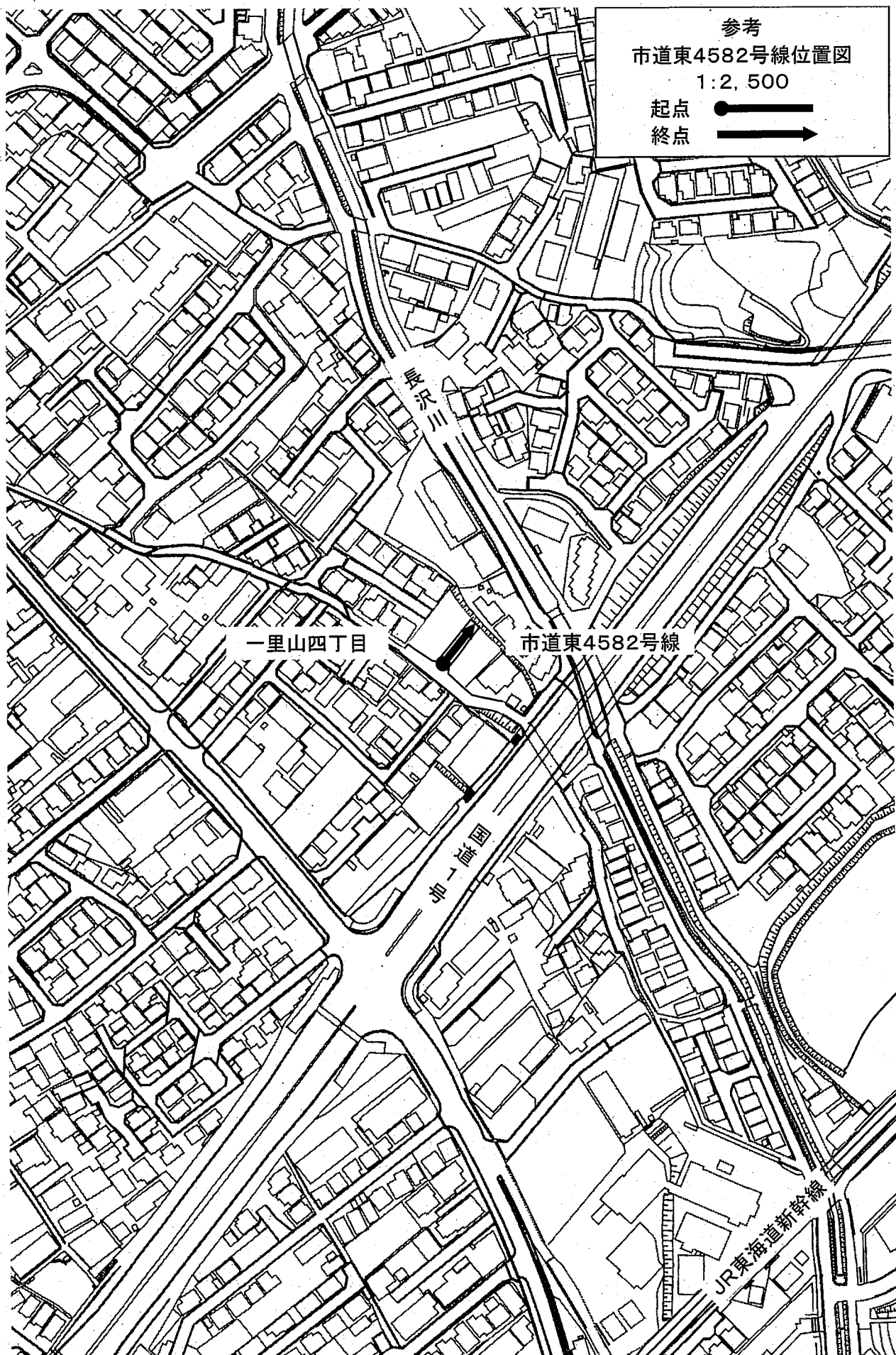






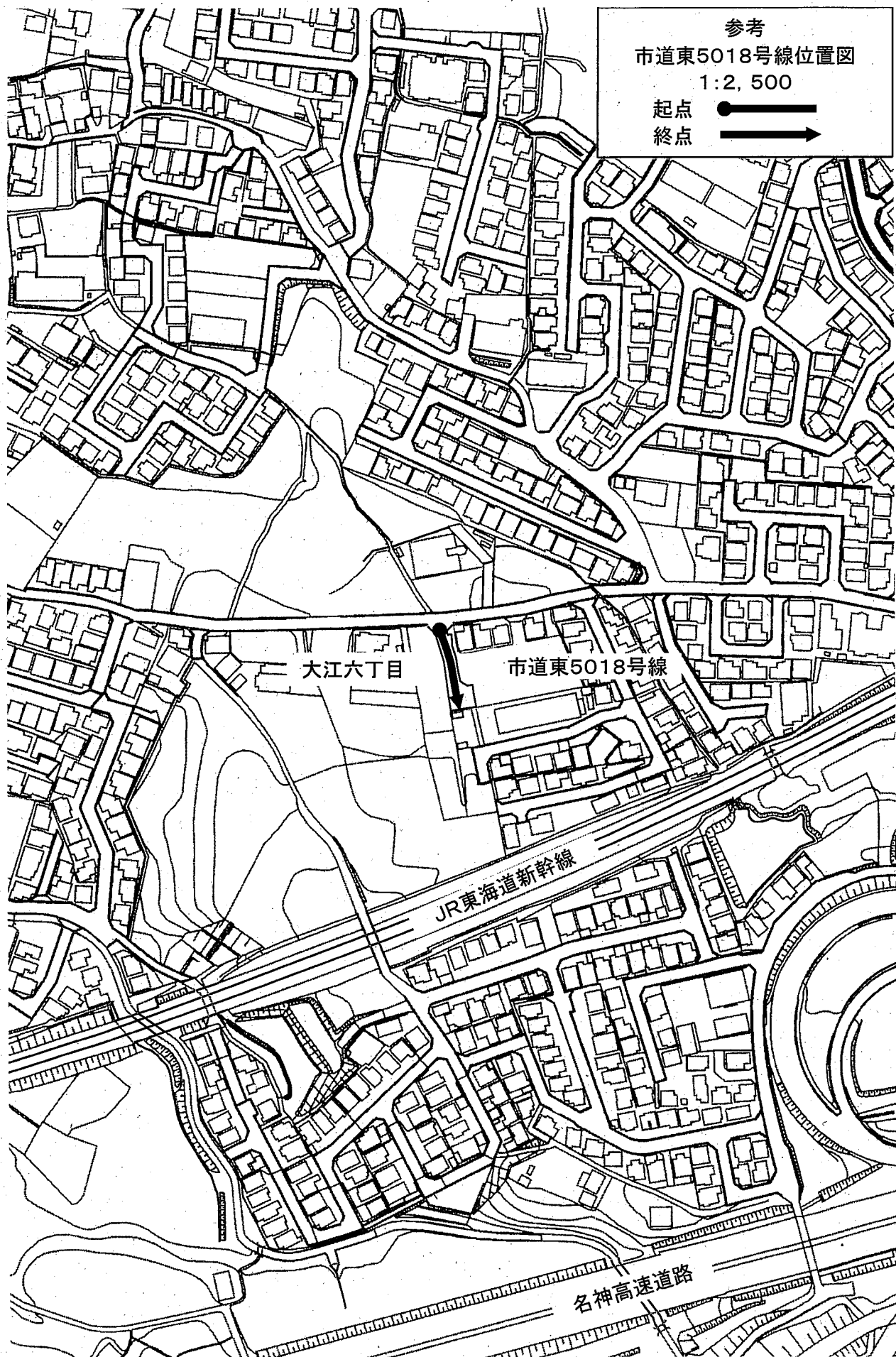






参考
市道東5018号線位置図
1:2,500

起点 ●
終点 →



議案第104号

市道の路線の変更について

次の市道の路線を変更することについて、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年6月5日提出

大津市長 佐藤 健司

路 線 名	起 点 及 び 終 点		重要な経過地
市道北2569号線	旧	起点 大津市堅田一丁目字八ヶ坪	
		終点 大津市堅田一丁目字下濱入	
	新	起点 大津市堅田一丁目字下濱入	
		終点 大津市堅田一丁目字八ヶ坪	
市道北4057号線	旧	起点 大津市雄琴五丁目字川崎	
		終点 大津市雄琴五丁目字川崎	
	新	起点 大津市雄琴五丁目字川崎	
		終点 大津市雄琴五丁目字川崎	
市道北4065号線	旧	起点 大津市雄琴五丁目字桑ノ本	
		終点 大津市雄琴五丁目字桑ノ本	
	新	起点 大津市雄琴五丁目字桑ノ本	
		終点 大津市雄琴五丁目字桑ノ本	
市道中0218号線	旧	起点 大津市坂本七丁目字天神	
		終点 大津市坂本七丁目字天神	
	新	起点 大津市坂本七丁目字天神	
		終点 大津市坂本七丁目字天神	

市道中 0 5 0 0 号線	旧	起点 大津市下阪本五丁目字横田	
		終点 大津市下阪本五丁目字横田	
	新	起点 大津市下阪本五丁目字横田	
		終点 大津市下阪本五丁目字椎原	
市道中 1 2 7 5 号線	旧	起点 大津市滋賀里四丁目字豆田	
		終点 大津市滋賀里四丁目字豆田	
	新	起点 大津市滋賀里四丁目字豆田	
		終点 大津市滋賀里四丁目字豆田	
市道中 1 5 4 6 号線	旧	起点 大津市南志賀三丁目字上浮田	
		終点 大津市南志賀三丁目字上浮田	
	新	起点 大津市南志賀三丁目字上浮田	
		終点 大津市南志賀三丁目字上浮田	
市道南 3 0 4 6 号線	旧	起点 大津市石山寺四丁目字別所	
		終点 大津市石山寺四丁目字別所	
	新	起点 大津市石山寺四丁目字別所	
		終点 大津市石山寺四丁目字別所	
市道南 3 2 8 0 号線	旧	起点 大津市石山寺四丁目字別所	
		終点 大津市石山寺四丁目字別所	
	新	起点 大津市石山寺四丁目字別所	
		終点 大津市石山寺四丁目字別所	
市道東 3 0 0 9 号線	旧	起点 大津市大江二丁目字八斗釜	
		終点 大津市大江二丁目字八斗釜	
	新	起点 大津市大江二丁目字八斗釜	
		終点 大津市大江二丁目字八斗釜	
市道東 3 4 8 4 号線	旧	起点 大津市神領二丁目字青江	
		終点 大津市神領二丁目字青江	
	新	起点 大津市神領二丁目字青江	
		終点 大津市神領二丁目字青江	

市道東472.6号線	旧	起点	大津市月輪三丁目字北流	
		終点	大津市月輪三丁目字北流	
	新	起点	大津市月輪三丁目字北流	
		終点	大津市月輪三丁目字北流	

参考
市道北2569号線位置図

1:2,500

変更前 
変更後 
起点 
終点 

